

香川県報



第 66 号

平成 16 年

8月20日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 家畜伝染病発生の報告 (畜産課) 一
- 漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定(水産課) 一
- 昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部改正 (道) 四
- 道路の区域変更 (道路保全課) 四
- 道路の供用開始 (道) 四
- 道路の位置指定（三件） (建築課) 五

公 告

- 公共測量の終了の通知 (土木監理課) 六
- 公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となっている病院の所在地の変更 六

告 示

●香川県告示第五百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、家畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者及び疑似患者の区分	頭数	発生の場所	発生年月日	転帰
----------	-------	-------------	----	-------	-------	----

ヨーネ病	牛	患者	一	木田郡三木町鹿庭二	平成十六年八月	殺処分
			一五		二日	

●香川県告示第五百八十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第五項により公示する。

平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第一号（のり）

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡土庄町小部地先

点の位置

基点 A 小島西端

〃 B 岡山県大多府島西端

〃 C 岡山県鹿久居島東の高頂

〃 D 灘山墓地西端の岩

点 イ B から A 見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イ から B 見通し線上イから B へ一七五〇メートルのところ

〃 ハ D から C 見通し線上 D から C へ八六〇メートルのところ

〃 ニ D から C 見通し線上ハから D へ四六〇メートルのところ

〃 ホ イ から B 見通し線上イから H 〇〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、ハニ、ニホ、ホロの四直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
のり養殖業	十月一日から翌年三月三十一日まで

3 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町坂手瀬戸地先

点の位置

基点 A 瀬戸海岸西端の突堤突端

〃 B 大角鼻北の高(一六〇メートル)

〃 C 瀬戸海岸西から二つ目の突堤突端

〃 D 小島東の南端

〃 E 小島南の高(四五メートル)

〃 F 小島北の高(四七メートル)

〃 G 小島東の高(一六メートル)

点 イ AからB見通し線とCからD見通し線との交差点

〃 ロ AからB見通し線とEからD見通し延長線との交差点

〃 ハ FからG見通し延長線と最大高潮時海岸線との交差点

漁場の区域 Cイ、イロ、ロハの三直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	十一月一日から翌年八月三十一日まで

3 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡内海町橘

計画番号区第四号(こんぶ)

1 漁場の位置及び区域

漁場の位置 小豆郡内海町田浦地先

点の位置

基点 A 池田町チヨウシヤノ鼻東端

〃 B 田浦北の高(六八メートル)

〃 C 権現鼻西端

〃 D さぬき市馬ヶ鼻北端

点 イ AからB見通し線と最大高潮時海岸線との交差点

〃 ロ イからA見通し線上イからAへ六〇メートルのところ

〃 ハ イからA見通し線上イからAへ一八〇メートルのところ

〃 ニ CからD見通し線上CからDへ二四〇メートルのところ

〃 ホ CからD見通し線上CからDへ九〇メートルのところ

〃 ヘ ロからホ見通し線上ロからホへ一八〇メートルのところ

漁場の区域 ロハ、ハニ、ニヘ、ヘロの四直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
こんぶ養殖業	十一月一日から翌年八月三十一日まで

3 制限又は条件

(1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。

(3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡内海町坂手

計画番号区第五号(こんぶ)

(4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡内海町苗羽・堀越・田浦・西村

二 存続期間 平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日まで

三 免許予定日 平成十六年十月一日

四 免許申請期間 平成十六年九月一日から同月二日十七時まで

●香川県告示第五百八十一号

昭和五十年香川県告示第五百一号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。

平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

法第百四条第二号に掲げる漁業の表二号伊吹区域（伊吹漁業協同組合の地区）の項中「4 一〇トン以上の漁船を使用して営むいわし流しさし網漁業」の下に「又はさわら流しさし網漁業」を加える。

●香川県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十日から同年九月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡池田町池田字柿の木谷三八 六七番一地先から	前	九・二 ） 三二・八	六・六	交通安全施 設工事によ る現道拡幅

小豆郡池田町池田字柿の木谷三八
五九番地先まで

後

一・二・二
）
三二・八

六六

●香川県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十日から同年九月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡詫間町大字松崎字丸山一六九〇番八 地先から 三豊郡詫間町大字松崎字丸山一六九〇番三 二地先まで	一・二・九 ） 一九・〇	一〇六	平成七年香 川告示第 七十九号で 変更した区 域の一部

四 供用開始の期日 平成十六年八月二十日

●香川県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年八月二十日から同年九月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年八月二十日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
 - 二 路線名 観音寺池田線（五号）
 - 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡山本町大字財田西字松ノ木三八五番 一 地先から	九・〇	二・九	平成十四年 香川県告示 第六号で変 更した区域 の一部
三豊郡山本町大字財田西字河内川西三八七 番四地先まで	二〇・一		

四 供用開始の期日 平成十六年八月二十日

●香川県告示第五百八十五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十六年八月二十日

- 香川県知事 真 鍋 武 紀
- 一 指定番号 坂土指道 第十号
 - 二 指定年月日 平成十六年八月十日
 - 三 指定道路の位置 綾歌郡綾南町大字陶字南馬酔木七二二三―一〇及び同地先農道・水路
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル、四・五三メートル及び四・七二メートル、延長 二メートル、四・九七メートル、二・三六メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百八十六号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 善土指道 第十一号
- 二 指定年月日 平成十六年八月四日
- 三 指定道路の位置 仲多度郡多度津町大字三井字間ノ江六五九―一、六六〇―一及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル、延長 八九・二四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第五百八十七号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 西土指道 第三号
 - 二 指定年月日 平成十六年八月十日
 - 三 指定道路の位置 観音寺市坂本町五丁目一三五二―一
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル、延長 六二・八四メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県告示第四百二十二号
測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長から次の公共測量を平成十六年六月三十日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条

第三項に基づき公示する。

平成十六年八月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 作業種類 公共測量(道路計画による基準点・路線測量)
- 二 作業期間 平成十六年二月二日から同年六月三十日まで
- 三 作業地域 東かがわ市

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となつてゐる病院について、次のとおりその所在地の変更があつた。

平成十六年八月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	綾南町国民健康保険陶病院	
	新 所 在 地	綾歌郡綾南町大字陶一七二〇一
	旧 所 在 地	綾歌郡綾南町大字陶五七七九